

# みんなの共有資産を利用する、公平な使用料はいくら？

町では、行財政改革の一環として、使用料および手数料について見直しを行い、9月議会に提案し、12月議会で可決されました。町施設を使用する人（受益者）と使用しない人（非受益者）との公平性を保つために、受益者に負担をお願いします。

▼問い合わせ 総務課 ☎0794(35)0357

## 町施設の、使用料・手数料が4月1日から変わります

町の施設のうち、道路や公園など不特定多数の人が利用する施設は、地方自治体が建設し、維持管理すべきものと考えています。これらは住民全体の利益・利便に関するもので、全てを税金で賄っています。

### スポーツ・文化施設はどうでしょうか？

多くの人の要望や必要性から造られたものではありませんが、そこには、それを利用する人としていない人の区分が明らかにあるのではないのでしょうか？ つまり、施設を無料または安価に利用することにより、利益を受ける人とそうでない人があります。道路や公園などの公共団体が責任

### 新使用料はこんな基準で設定します

施設の使用料は、その施設の維持管理に必要な費用に影響されます。建設に要する費用についてはどうでしょうか？

町政モニター員の意見の中には、「建設費を使用料に影響させるべき」

### 使用料の減額・免除

高齢者、障害者、小中学生、公共の団体および登録団体などに対しては、施設の利用率の向上を図る目的などから、使用料を免除または減額する制度があり、一定の成果を上げてきました。その反面、このことが『施設を使用する人（受益者）と使用しない人（非受益者）との公平性を保つ』という考えを持つ人からは不公平だとする意見が出されています。

### 不公平感を無くす見直し

「減免は特別な必要性がある場合にとられる措置であるとし、各施設

間に運用の違いが無いように取り扱うべき」と考えて、次の通りに見直します。

**【免除】**

- ・町（行政委員会を含む）が自ら、催しを行うために施設を使用する場合
- ・施設の管理運営団体が公共目的でその管理する施設を使用する場合
- ・町内の学校などが教育目的で使用する場合

**【減額】**

- ・団体が行う事業に町の共催、協賛、後援などを得て行う場合
- ・障害者・高齢者・中学生以下の団体が使用する場合
- ・公共的団体がその本来の目的達成の活動のために使用する場合

### 具体的な算式

$$「原価」 \times 「性質別負担割合」 = 「使用料」$$

「原価」とは、それぞれの施設の日常的な維持管理に必要な費用と、人件費です。ただし、直接サービスにあたる部分および施設維持管理にあたる部分の人件費のみをいいます。この費用を面積と開館時間で割り、施設や部屋ごとに1時間あたりの使用料を算出しました。

とする回答がありました。

しかし、多くの人の要望や必要性から造られた施設です。特定の住民の使用を目的に造ったものではないかもしれません。住民の誰もが参加できる催しに使用するなど、**住民全体の施設財産として造られました**。全住民のための施設を町全体の予算で造るという考えから、建設に要する費用は使用料に影響させない部分としました。用地取得費についても同様です。

### 「性質別負担割合」とは

施設の性質には次の2つがあります。

- ◎公共性が高く、町の事業の具体的な実現の場としての役割が強い施設。
- ◎民間に類似のサービスがあり、町の施設を使用することにより民間に

比べて低い料金で利用できるため、利用者個人の利益が濃い施設。このことから、各施設一律の負担を利用者に求めることには合理性がありません。そこで

- ・基礎的Ⅱほとんどの人に必要性がある
- ・選択的Ⅱ人によって必要性が異なる
- ・公共的Ⅱ主として行政によってのみ受けられる
- ・市場的Ⅱ民間によっても受けられる

という4種のサービス要素の組み合わせにより、各施設の利用者負担の割合を100%、50%および0%に分類し、上記の算式に当てはめることにしました。

### 使用料に反映しない管理費

施設によっては冷暖房費を、使用時間帯や季節によって料金に追加しているものがありました。しかし、機器が改良されたため、改めて試算と見直しを行った結果、「追加料金が必要なほどの差はない」と判断し、使用条件に含めないものとしました。

また、設定された時間帯のうち全時間を使用しても、一部時間のみを使用しても同じ料金であるものがありました。利用者にとって不公平が生じるとの考えから、実質の使用時間について負担していただくことに改定しました。

使用する人自体を使用料負担の対象とする場合には障害者、65歳以上の、小中学生はその適用を受けることができる。

また、減額率については、利用しない人の負担感を考慮して、行政と利用者が負担を等分するということが50%としました。

### 新料金へのご理解とご協力を

使用料の算出にあたっての基礎数値となる維持管理経費の削減に努めるとともに定期的に負担水準を検討し、利用する人の負担がその都度適正なものであるように改定を行っていきます。使用料の見直しと合わせて、この度、住民票の写し、印鑑証明、課税・納税証明などの諸証明などの交付手数料の見直しも同様に行いました。結果は、現行額を大きく変更する必要があると判断されるものもありましたが、これらはすべて行政が行う同一サービスであることから広域的な均衡を考慮して近隣市町の定める額を超えないものとなりました。

これら手数料の見直しについても皆さまのご理解をお願い申し上げます。

### 主な施設の改定前後の使用料（1時間あたり）

#### 1 中央公民館

室名	改定後	改定前	備考
大ホール	1,000円	667～889円	改定前の額は、1時間あたりに換算
視聴覚室	400円	400～450円	同上
特別研修室	200円	300～356円	同上
和室	200円	267～333円	同上
料理教室	200円	400～450円	同上

#### 2 野球場

施設名称	改定後	改定前	備考
新島球場	800円	750円	
望海公園球場	200円	300円	1面あたり
浜田球場	400円	240～300円	

#### 3 総合体育館

区分	改定後	改定前	備考
大体育室	1,800円	1,200～2,400円	全面
中体育室	300～400円	500～1,000円	
卓球台(1台)	100円	200円	
トレーニング室	100円	100円	1人1回あたり

#### 4 浜田テニスコート

区分	改定後	改定前	備考
浜田テニスコート	300円	300円	コート1面あたり

#### 5 秋ヶ池運動場

区分	改定後	改定前	備考
専用使用	700円	500円	全面

#### 6 シーサイドドーム

区分	改定後	改定前	備考
専用使用	2,400～4,800円	2,400～4,800円	全面